

市民バスの運行が見直されました

見直しの内容

利用者数の少ない便などの減便 美和診療所移転に伴う変更

見直しの内容は各地域、各コースによって異なりますので、新しい「市民バス運行表」でご確認のうえ、ご利用ください。

○「市民バス運行表」の設置場所

- ・市民バス車内
- ・市役所本庁
(1階 総合案内、3階 企画課)
- ・各総合支所市民福祉課
- ・市社会福祉協議会本所、各支所

■問い合わせ■

企画課 企画調整グループ

☎52-1111 (内線323)

各総合支所市民福祉課

山 方 ☎57-2121 美 和 ☎58-2111

緒 川 ☎56-2111 御前山 ☎55-2111

スポーツ施設等に指定管理者制度導入

指定管理者制度とは、福祉施設、教育・文化施設、体育施設等住民の皆さんの健康や福祉のために市が設置している公共施設（「公の施設」といいます。）の管理運営を、民間事業者等の団体に行ってもらふことにより、住民サービスの向上や経費の節減等を図ろうとする制度です。

スポーツ施設についても下記のとおり指定管理者制度が導入されました。

〈指定管理者〉 一般財団法人常陸大宮市体育協会
理事長 安野茂雄

〈対象施設〉 西部総合公園・大宮運動公園
山方運動公園・美和運動公園
緒川運動公園・御前山運動公園
家和楽運動公園・山方柔剣道場

〈指定期間〉 平成23年4月1日から
平成28年3月31日まで

■問い合わせ■

教育委員会スポーツ振興課

☎52-1111 (内線345)

西部総合公園体育館

☎52-5223

平成23年4月から

医療福祉費支給制度(マル福)が一部改正になりました

医療福祉費支給制度（マル福）とは、小児、ひとり親家庭、重度心身障害者、妊娠婦の方々が安心して医療機関等を受診できるよう、市と県が健康保険の一部負担を助成する制度です。

県では、妊娠婦の負担軽減を図るため、妊娠婦マル福制度の対象を平成23年4月1日より「妊娠特有の対象疾病がある妊娠婦」から「親子健康手帳の交付を受けたすべての妊娠婦」へ拡大しました。

今回の改正により、新たに受給者となるには申請が必要です。対象の方には、「妊娠婦医療福祉費受給者証交付申請書」を3月中旬にお送りしていますので、まだ申請されていない方は、早めに申請してください。

ただし、所得制限がありますので所得状況により該当にならない場合があります。



※県外の医療機関を受診した場合のマル福助成の還付申請時の添付書類について

これまで、申請時の添付書類は領収書のみでしたが、さらに診療明細書または調剤明細書の添付が必要となりました。

申請の際には忘れずに持参してください。

■問い合わせ■ 保健福祉部 医療保険課 医療年金グループ ☎52-1111 (内線164)